

用語の定義

この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 石 災 法 —— 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- 2 施 行 令 —— 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）をいう。
- 3 防 災 本 部 —— 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナート等防災本部をいう。
- 4 現 地 本 部 —— 石災法第29条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 5 防 災 計 画 —— 石災法第31条第1項の規定に基づき作成された大阪府石油コンビナート等防災計画をいう。
- 6 特 別 防 災 区 域 —— 石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 7 防 災 関 係 機 関 —— 石災法第27条第3項第4号に定める大阪府、関係特定地方行政機関、関係地方行政機関、関係市町・関係一部事務組合、関係公共機関及び陸上自衛隊並びに府警察をいう。
- 8 関係地方行政機関 —— 近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港事務所）及び大阪管区气象台をいう。
- 9 特 定 事 業 所 —— 石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。
- 10 そ の 他 事 業 所 —— 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 11 特 定 事 業 者 —— 石災法第2条第9号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。
- 12 そ の 他 事 業 者 —— 特別防災区域内に所在する特定事業者以外の事業者をいう。
- 13 地 域 防 災 計 画 —— 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第10号に定める計画をいう。
- 14 災 害 対 策 本 部 —— 災害対策基本法第23条第1項に定める災害対策本部をいう。
- 15 災 害 —— 石災法第2条第3号に定める災害をいう。
- 16 異 常 現 象 —— 石災法第23条第1項に定める特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象をいう。
- 17 大容量泡放射システム —— 施行令第13条第1項の大容量泡放水砲及び第3項の大容量泡放水砲用防災資機材等並びに第14条第5項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をいう。

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 基本方針	2
第3節 計画の進行管理	3
第4節 計画の修正	4
第5節 防災上の配慮	5
第6節 特別防災区域の概要	6
第1 特別防災区域の指定	6
第2 各地区の位置、面積等	6
第7節 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の処理すべき事務 又は業務の大綱	1 3
第8節 防災・減災に関する調査・研究	1 9
第2章 組織	2 0
第1節 防災本部	2 0
第2節 自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織	2 4
第1 自衛防災組織	2 4
第2 共同防災組織	2 4
第3 広域共同防災組織	2 4
第3節 特別防災区域協議会	2 8
第4節 広域共同防災協議会	2 9
第5節 防災協力体制等	3 0
第1 防災協力体制	3 0
第2 防災資機材の調達	3 0
第6節 連絡協議会	3 1
第3章 災害想定	3 2
第1節 平常時に想定される災害	3 2
第1 陸上災害	3 2
第2 海上災害	3 3
第3 航空機事故による災害	3 3
第2節 地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害	3 4
第1 短周期地震動による災害想定（確率的手法）	3 4
第2 長周期地震動による災害想定	3 6
第3 津波による災害想定	4 0
第4 高压ガスタンク（可燃性）の災害想定	4 4
第5 側方流動による災害想定	4 6
第6 各地区の想定災害のまとめ	4 9
第7 連鎖と複合の考え方に基づいた被害想定シナリオ案	5 1
第4章 災害予防対策	5 3
第1節 平常時における災害予防対策の推進	5 3
第1 陸上災害予防対策の推進	5 3

第2	海上災害予防対策の推進	5 6
第3	航空機事故予防対策の推進	5 7
第2節	自然災害予防対策の推進	5 9
第1	地震災害予防対策	5 9
第2	津波災害予防対策	6 1
第3	液状化対策	6 2
第4	その他の異常な自然現象により生じる災害の予防対策	6 2
第3節	防災施設・資機材等の整備	6 3
第1	特定事業者及びその他事業者の対策	6 3
第2	防災関係機関の対策	6 3
第4節	防災教育及び防災訓練の実施	6 4
第1	防災教育	6 4
第2	防災訓練	6 5
第5章	災害応急活動	6 8
第1節	防災体制	6 8
第1	防災本部	6 8
第2	現地本部	7 1
第3	防災関係機関、特定事業所	7 4
第2節	異常現象の通報及び災害情報の収集伝達	7 6
第1	特定事業所の措置	7 6
第2	消防機関等の措置	7 7
第3	防災本部の措置	7 7
第4	災害応急措置の概要等の報告	7 9
第3節	気象予警報等の伝達	8 0
第4節	平常時における災害応急活動	8 4
第1	陸上災害応急活動	8 4
第2	海上災害応急活動	8 6
第3	航空機事故による災害応急活動	8 7
第5節	自然災害応急活動	9 2
第1	地震災害応急活動	9 2
第2	津波災害応急活動	9 3
第3	その他の異常な自然現象により生じる災害の応急活動	9 3
第6節	災害通信応急活動	9 4
第1	無線通信設備による通信連絡	9 4
第2	通信手段の確保	9 4
第7節	災害広報	9 5
第1	実施機関	9 5
第2	広報事項	9 5
第3	広報手段	9 6
第8節	避難誘導	9 7
第1	避難誘導	9 7
第2	警戒区域の設定	9 9
第9節	救助・救急活動	1 0 0
第10節	医療救護活動	1 0 1
第1	医療救護活動に関する府の組織体制	1 0 1
第2	医療情報の収集・提供活動	1 0 1

第3	現地医療対策	-----	101
第4	後方医療対策	-----	103
第5	医療品等の確保・供給活動	-----	104
第6	個別疾病対策	-----	104
第11節	交通規制・緊急輸送活動	-----	105
第1	交通規制	-----	105
第2	緊急輸送活動	-----	106
第12節	自衛隊の災害派遣	-----	107
第1	知事の派遣要請	-----	107
第2	要請を待ついとまがない場合の災害派遣	-----	107
第3	派遣部隊の受け入れ	-----	107
第4	派遣部隊の活動	-----	108
第5	撤収要請	-----	108
第13節	災害時における防災関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請	---	109
第6章	公共施設の災害復旧	-----	110
第7章	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置	-----	111
第1節	総則	-----	111
第1	目的	-----	111
第2	防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の 処理すべき事務又は業務の大綱	-----	111
第2節	組織	-----	112
第3節	地震・津波防災上必要な予防対策	-----	113
第1	特定事業所及びその他事業所の措置	-----	113
第2	防災関係機関の措置	-----	113
第3	防災教育及び訓練に関する事項	-----	113
第4	啓発及び広報に関する事項	-----	114
第4節	地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	-----	115
第5節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	-----	116
第1	津波からの防護のための施設の整備等	-----	116
第2	津波に関する情報の伝達等	-----	116
第3	津波からの円滑な避難の確保	-----	116
第6節	地震・津波発生時の応急対策	-----	119
第1	特定事業所及びその他事業所の措置	-----	119
第2	防災関係機関の措置	-----	119
付 編	東海地震の警戒宣言に伴う対応	-----	120
第1節	総則	-----	120
第1	目的	-----	120
第2	基本方針	-----	120
第2節	東海地震注意情報発令時の措置	-----	121
第1	東海地震注意情報の伝達	-----	121
第2	警戒態勢の準備	-----	121
第3節	警戒宣言発令時の対応措置	-----	122
第1	東海地震予知情報等の伝達	-----	122

第2	警戒態勢の確立	-----	1 2 3
第3	海上警備・交通対策	-----	1 2 3
参考資料		-----	1 2 5
参考資料1	異常現象の通報等各種報告に係る様式及び記入要領	-----	1 2 5
参考資料2	大阪府石油コンビナート等防災本部条例	-----	1 2 7
参考資料3	大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱	-----	1 2 9